

さ情審査答申第174号
令和元年9月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成31年2月6日付けで貴職から受けた、「西区の特定地番における今後の税の収納方針等行政情報」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年8月20日付け西区収第1613号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不存在とした文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件納税額を納付すべく現在の土地管理者らが提起している事項であり、さいたま市の行を預かる窓口が行政情報は存在しないだけでは了解出来ない。
- (2) 区役所課税課より、公租証明書を発行してもらったところ、当該地は課税地目墓地から課税地目宅地となった。区役所はこのことについて公示送達等のみで、所有権者を過去帳・墓地簿石碑と承継人戸籍謄本等の現地に赴いて聞き取りもせず、明治25年前後の税務署管理であったものが、戦後の法務局管理に移行の際、添付書類の見落としも懸念されている今日、

当時の行政に不備があった点等も定かではない。現在の法務局書類を照会照合し、机上での作業で上記の通知すべく方々に対しての行動が無いように感じている。現在この内容については、所有権者の多くの皆さまから同意署名をいただき、納付すべく努力を重ねている。

私たちは他人ではない。収納方針のホームページも見ている。時効取得も担当者に言われた。

- (3) 審査請求人は納税の義務者適宜なのに他人扱いであり、納税届書を行政窓口へ添付書類として持参したが、納税届書なるものは無いと返却された。
- (4) 情報を西区役所では作成していないだけでは住民は迷う。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 税の収納業務に関しては地方税法やさいたま市市税条例等に定められたとおりに事務手続きを行っていくことから、個々の事案について行政情報となる収納方針を作成していない。
- 2 審査請求人が納税義務者であるとの確認が取れないため、納付を受け付けることはできない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件審査請求は、審査請求人が平成30年8月4日、課税地目墓地から課税地目宅地となった当該土地の税の収納方針について情報開示請求を行ったところ、実施機関が行政情報不存在を理由として行った本件処分を不服としてなされたものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人は当該土地の登記上の所有者の一人の相続人であることを主張し他の所有者の代表として当該土地の課税額の納付を申し出たが受け付けられなかったことから、当該土地に係る税の収納方針の開示を求めている。これに対し、実施機関は法令及び条例等の定めにより手続きを行っていることから個々の事案について行政情報となる収納方針を作成しておらず、条例第11条第2項に基づき不開示処分を行ったと説明している。この実施機関の説明について不合理な点はなく、当該土地に関する収納方針は作成していないと考えるのが相当である。

- 3 審査請求人のその余の主張は、本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。

4 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年 2月 6日	諮問の受理（諮問第532号）
②	同 年 2月21日	審議
③	同 年 3月28日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	令和元年 8月 8日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 9月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)